

(一七七七)
安永六年六月 吾妻郡草津村の湯治人郷例掟帳〔B〕

(表紙)
「安永六年

湯治人郷例掟帳

酉六月 名主 權兵衛

覚

湯治人町方掟、近年猥ニ相成候ニ付、今般猶又相改、一同
申合相慎可申候、仍レ之、左ニケ条書相記候

一羽尾村・長野原町・小雨村・生須村・大前村・大笹村」馬士
相拵、湯治人引附」申間敷事

一羽尾村・狩宿村・長野原町・須賀尾村・小雨村・生須村・
大笹村・大前村相拵、湯治」人差図相頼申間敷候事

一羽尾・長野原・小雨・生須・大前・大笹方湯治人為レ乘」参り
候馬士、一宿留候事ハ」勿論、食酒振舞申間敷」事

一湯治人宿引ニ罷出申間」敷事

一湯治人参候節、面々門ト口へ」罷出、留候義仕間敷事

一宿引之札、遠国たり共」一切差出申間敷事

一宿賃・夜着・蒲団代」其外諸色相定之内、下直ニ相賃申間敷事

一湯治人宿替いたし度申候」ハ、壹夜たり共差止」不申、湯治
人勝手次第ニ、早速宿替為レ致可申事

右之条々古来法度之处、近年猥ニ相成候ニ付、此度相改」定候上
ハ、急度相守可申候、万一相背候もの有レ之、訴人ハ」勿論、
何レ之筋を以、相顕ニ」おみてハ、以来ハ内証ニ而不ニ相濟、
御公儀様へ御訴申上、得御」下知可申候、為レ其取極一札」一

統連印、如レ件

安永六年酉六月

忠右衛門印

宇右衛門印

清太夫印

所左衛門印

五郎左衛門印

六兵衛印

(後略)